

新たなごみ処理施設の整備について

横須賀市と三浦市はごみ処理の広域化に取り組んでいます

ごみ処理の広域化

横須賀市と三浦市は、平成 21 年 3 月に「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」を策定し、2 市が共同でごみ処理施設を建設し、お互いの施設を利用する「ごみ処理の広域化」に取り組むこととしました。

横須賀市の唯一の焼却施設である南処理工場は昭和 58 年に稼働し、経年劣化が進み、安定的なごみ処理を行うために多額の老朽化対策費用を必要としています。また、横須賀市には不燃ごみの最終処分場がないため、県外の民間処分場で埋立て処理をしています。

三浦市は、焼却施設がなく他の自治体に焼却処理をお願いしており、平成 25 年 4 月からは、横須賀市の南処理工場で三浦市の可燃性一般廃棄物の処理を行っています。また、埋立てごみについては、最終処分場の残余量もわずかであるため、埋立ごみの一部を県外へ搬出し処理しています。

ごみ処理について、このような課題がありますが、施設用地の確保が難しいことや財政上の理由から、ひとつの自治体がすべてのごみ処理施設を整備することは極めて困難な状況です。

そこで、これらの課題に対応するため、両市は「ごみ処理の広域化」に取り組むこととしました。

新たなごみ処理施設の建設事業は、市民の皆さまの安全・安心を確保し長期の安定稼働を目指すとともに経済性や周辺環境に配慮した施設整備を進めます。

各市が建設する施設・建設計画地

	建設する施設	建設計画地
横須賀市	焼却施設 不燃ごみ等選別施設	横須賀市長坂 5-3878 ほか (横須賀市不燃ごみ減容固化施設周辺)
三浦市	最終処分場	三浦市三崎町六合 1848-1 ほか

建設計画地の位置は 4・5 頁の位置図をご参照ください。

建設する施設の概要

建設する施設	施設の概要
焼却施設	燃せるごみの焼却処理を行います。 処理方式：ストーカ式焼却炉（3 炉構成） ※全国で最も多く採用されている焼却炉で、横須賀市の南処理工場と同じ方式です。 処理能力：1 日あたり約 360 トン 煙突の高さ：59m
不燃ごみ等選別施設	不燃ごみと粗大ごみの破碎・選別処理を行います。 処理方式：破碎選別 ※資源化のため、鉄・アルミなどを選別します。 廃プラスチックは焼却施設で焼却します。 処理能力：1 日あたり約 30 トン
最終処分場	不燃ごみ等選別施設から発生する不燃性残さを埋立てます。 処理(埋立て)方式：サンドイッチ方式 ※廃棄物層と覆土層を交互に積み重ねる方式。 埋立容量：約 57,500 m ³ 埋立期間：約 17 年

施設整備の基本方針

横須賀市は以下の基本方針に基づき施設整備を行います。

➤ 安全で安心、長期の安定稼働を目指す施設

- ・トラブルが少なく、維持管理が容易で長期間の耐用性に優れた設備を導入し、施設の長寿命化に留意した施設とします。
- ・安全・安心を確保するため、計画的かつ効率的な維持・補修により、高い安定性及び信頼性を有する施設とします。
- ・情報を積極的に公開し、施設の安全性をアピールすることで、市民との信頼関係を築き、身近で親しみの持てる施設とします。

➤ 周辺環境に配慮し、循環型・低炭素社会に寄与する施設

- ・信頼性の高い排ガス処理設備の導入や、適切な運転管理の継続により、環境保全に取り組む施設とします。
- ・焼却に伴う熱を利用して、主に発電を行い、施設内で消費される電力の一部をまかない、余剰分は電力会社に売却し、また施設に必要な熱源に利用することで、温室効果ガスの排出量を削減して循環型・低炭素社会に寄与する施設とします。

➤ 経済性に優れた施設

- ・施設の建設から運転管理に至るまで、コストの低減を意識した施設とします。

三浦市は、以下の基本方針に基づき施設整備を行います。

➤ **周辺環境に配慮した施設**

- ・本処分場は、埋立地の上部に建屋を設置する被覆型最終処分場であり、建屋の内部で埋立作業を行うことにより、ごみの飛散防止や景観への配慮ができ、周辺環境への影響の低減を図ります。
- ・建屋内部で埋立作業を行うことから、雨、風、雪等の天候に左右されない埋立作業が可能となります。
- ・埋立地の安定化を図るため、場内に散水を行いますが、散水する水については、浸出水の処理水を利用するため、処理水は放流しない方式とします。

➤ **経済性に優れた施設**

- ・埋立地は建屋を設置することにより、埋立地内部への雨水侵入がないことから、従来型の処分場に比べ浸出水処理施設の小型化を図ります。

焼却施設の排出ガス自主基準値・煙突の高さ

新たにごみ処理施設を建設することによる環境への影響については、環境法令に定める規制基準等を遵守するとともに、焼却施設からの排出ガスについては、以下の5項目について、規制基準値より厳しい自主基準値を定め、それを遵守する施設を建設します。

自主基準値を定める項目以外の排出ガスや騒音、振動、悪臭及び公共下水に排除する排水については、それぞれの法に定める規制基準値を遵守します。

焼却施設の煙突の高さは、排出ガスに厳しい自主基準値を採用していることや焼却施設の建設計画地の計画地盤高は海拔114mであり、その場所に煙突を建設することで、より高い位置から排出ガスを拡散できるなどの理由から「59m」とします。

自主基準値を定める排出ガス項目

項目	環境法令に定める規制基準値	自主基準値
ばいじん	0.04 g/m ³ N 以下	0.005 g/m ³ N 以下
塩化水素	430 ppm 以下	10 ppm 以下
硫黄酸化物	100 から 1000 ppm 以下	8 ppm 以下
窒素酸化物	250 ppm 以下	20 ppm 以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m ³ N 以下	0.005 ng-TEQ/m ³ N 以下

建設計画地の位置図

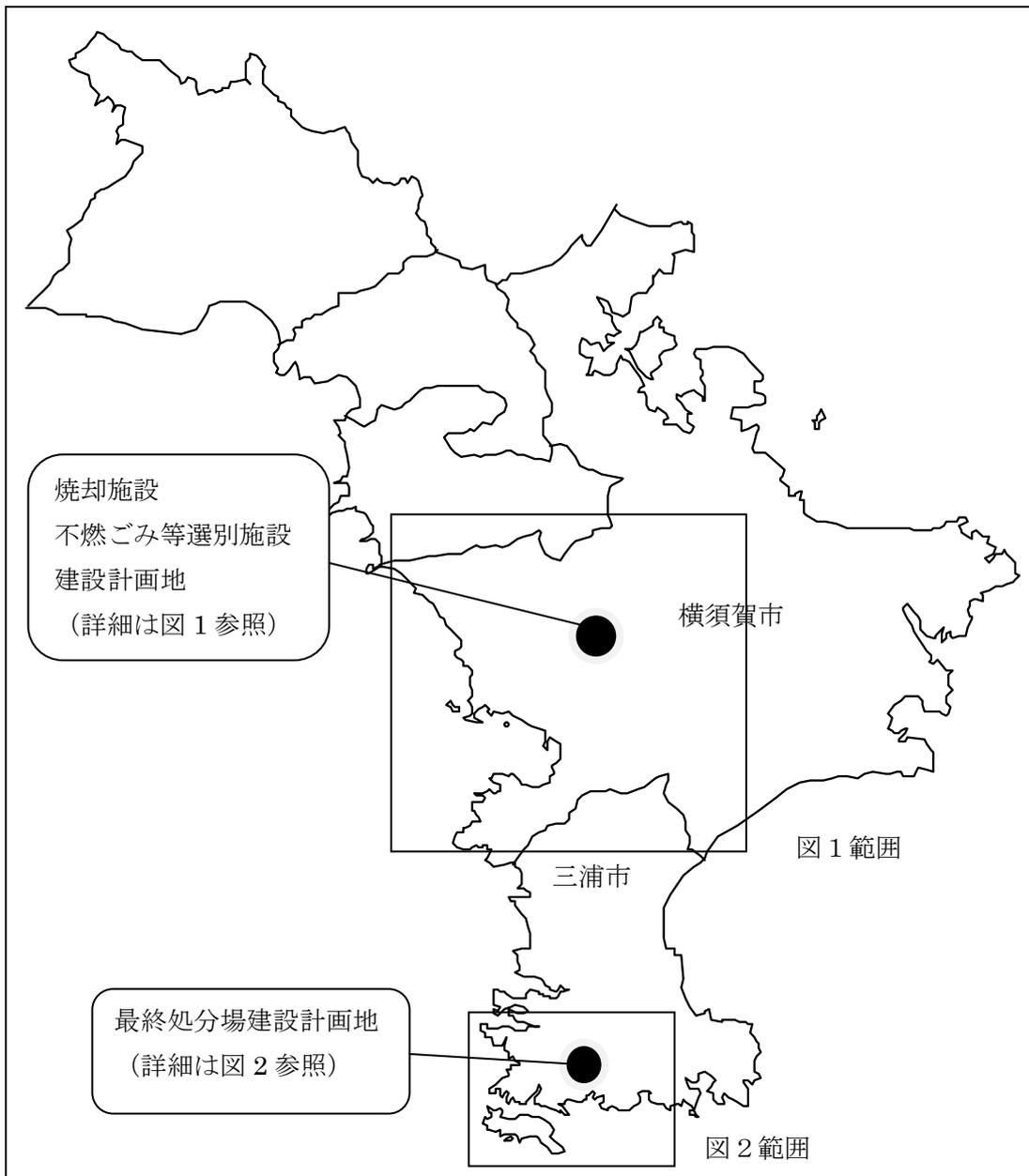
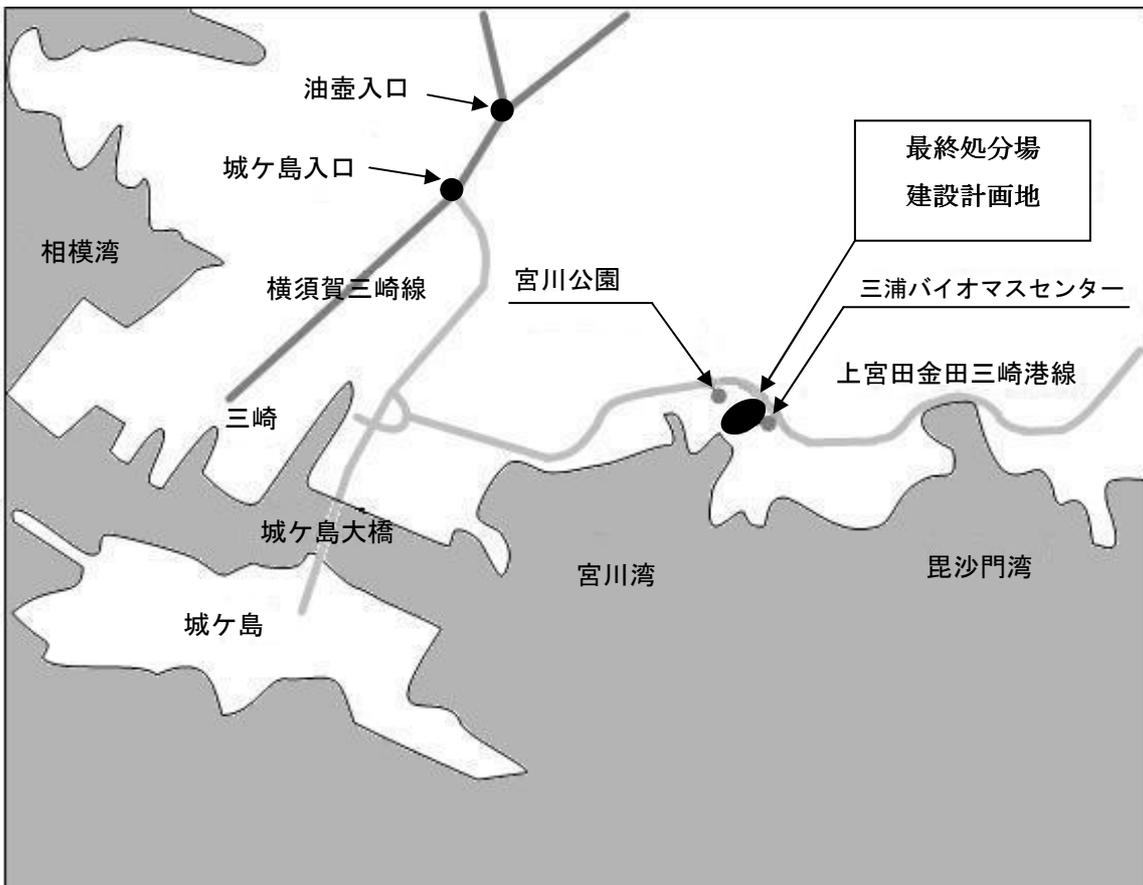


図1 焼却施設・不燃ごみ等選別施設 建設計画地
 (横須賀市長坂5丁目3878番地ほか(不燃ごみ減容固化施設周辺))



図2 最終処分場建設計画地 (三浦市三崎町六合1848番地1ほか)



整備スケジュール

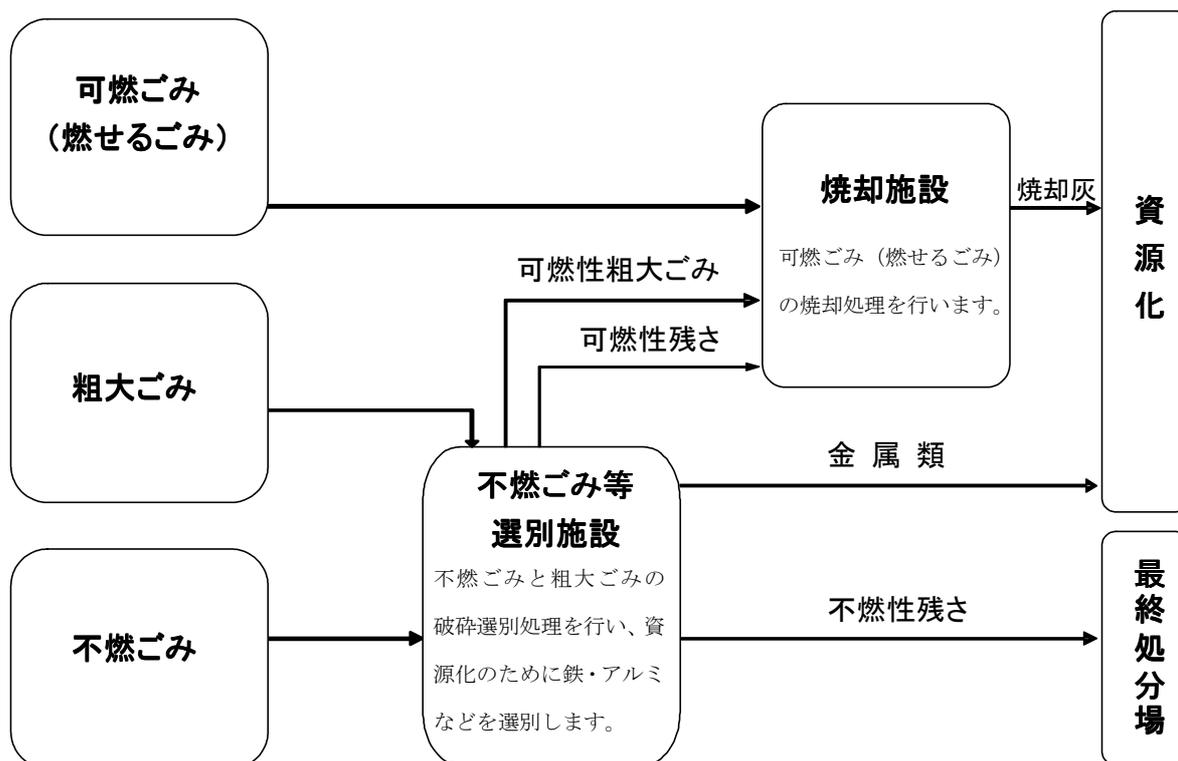
施設名	区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
不燃ごみ焼却施設等選別施設	実施設計		造成設計	施設設計				
	造成工事		造成工事					
	建設工事				建設工事(試運転含む)			稼働
最終処分場	実施設計	施設設計						
	建設工事				建設工事(試運転含む)			稼働

広域で処理するごみ

広域で処理するごみは以下のとおりです。それ以外は各市で処理を行います。

広域で処理するごみ	各市で処理するごみ
<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ（燃せるごみ） ・不燃ごみ ・粗大ごみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙、繊維類 ・容器包装プラスチック類 ・缶、びん類 ・植木剪定枝

広域ごみ処理フロー



計画施設の規模と事業費

焼却施設等の施設建設費、施設維持管理費の概算は以下の通りです。

【施設建設費】

区分		設置場所	規模※1	建設費（税抜き）
施設建設工事	焼却施設	横須賀市	約 360t/日	約 190 億円※2
	不燃ごみ等 選別施設	横須賀市	約 30t/日	約 26 億円※2
	最終処分場	三浦市	57,500 m ³	約 32 億円※3
合計				約 248 億円

※1 焼却施設と不燃ごみ等選別施設の施設規模及び建設費は平成 24 年度に策定した「横須賀ごみ処理施設整備実施計画」において見直しを行いました。

※2 プラントメーカーから提出された概算建設費から算出。敷地造成費、新設道路整備費、用地買収費等は含んでいません。

※3 三浦市 最終処分場基本設計により算出しました。

○ 施設建設費の財源は、各市の一般財源のほかに国の交付金等が充当される予定です。

【施設維持管理費】

区分	維持管理費 年間補修費	売電収益※3	合計（税抜き）
焼却施設	約 5.8 億円	約 1.8 億円	約 4.0 億円※1
不燃ごみ等選別施設	約 0.6 億円		約 0.6 億円※1
最終処分場	約 0.4 億円		約 0.4 億円※2
合計	約 6.8 億円	約 1.8 億円	約 5.0 億円

※1 施設稼働後 20 年間の総額の年平均。人件費は含んでいません。

※2 施設稼働後 17 年間の総額の年平均。人件費を含んでいます。

※3 焼却処理の過程で発生する熱エネルギーを回収して発電を行います。発電した電力は施設内で利用し、余った電力は売電します。発電出力は最大約 1 万キロワットを想定しています。

両市の費用負担額

【施設建設費】

施設建設費は、均等割とごみ量割を組み合わせ、各市の負担額を決定します。施設建設費の 23% を 2 市が折半し、残りの 77% を各市のごみ量の割合により負担します。

$$\boxed{\text{均等割 } 23\%} + \boxed{\text{ごみ量割 } 77\%} = \boxed{\text{各市の負担額}}$$

【施設維持管理費】

施設維持管理費は、各市のごみ量の割合により負担します。

$$\boxed{\text{ごみ量割 } 100\%} = \boxed{\text{各市の負担額}}$$

【横須賀市】

平成 23 年 5 月 31 日に建設計画地に近い 4 連合町内会（大楠、武山、長井、衣笠の一部）により「横須賀市新ごみ処理施設建設計画対策協議会」が設立されました。

同協議会は、地元町内会等を代表し、横須賀ごみ処理施設の建設により周辺地域に与える影響やその他建設計画に関することや地元の方の要望について、横須賀市と調整及び検討することを目的としています。

【三浦市】

建設地の関係地元区の方へきめ細かな説明等を行い、ご理解を得ながら進めて参ります。

両市は今後も、同協議会や市民の皆さんにご意見、ご要望を頂きながら安心して頂ける安全な施設整備を進めます。

(お問い合わせ先)

【焼却施設・不燃ごみ等選別施設について】

横須賀市役所 資源循環部 広域処理施設建設室

〒238-8550 横須賀市小川町 1 1

TEL 046-822- 8278 (直通)

FAX 046-824- 5630

E-mail ef2-ed@city.yokosuka.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4240/shinngomisiyorishisetuindex.html>

横須賀ごみ処理施設の整備

検索



おそうじトスカリン

【最終処分場について】

三浦市役所 都市環境部 廃棄物対策課 最終処分場建設担当

〒238-0105 三浦市南下浦町毘沙門 1 1 - 2

TEL 046-882- 1111 (代表) 内線 204

FAX 046-881- 7172

E-mail kankyou0701@city.miura.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.city.miura.kanagawa.jp/genryou/files/gomishorinimukete.html>

三浦市最終処分場

検索



三浦ツナ之介

発行年月 平成 25 年 (2013 年) 9 月